

小千谷市公告第 1 3 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、
下記の認可地縁団体より所有する不動産の登記移転等に係る公告申請があったため、同条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

小千谷市長 宮 崎 悦 男

記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

名 称	干三町内会
区 域	小千谷市真人町字蟹田全域、字干溝の一部
主たる事務所の所在地	小千谷市真人町字蟹田甲 5 6 4 番地 1 2

2 不動産に関する事項

土地

地 目	面 積	所 在 地
山林	2 , 6 4 4 m ²	小千谷市真人町字下夕島甲 2 2 1 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	登 記 上 の 住 所
田中 六三郎	不明
田中 健吉	不明
田中 六藏	不明
田中 太郎治	不明
田中 宗吉	不明

田中 忠藏	不明
田中 定吉	不明
田中 そや	不明
田中 松三郎	不明
田中 勝太郎	不明
田中 市太郎	不明
田中 傳三郎	不明
田中 長三郎	不明
田中 佐平治	不明
田中 藤吉	不明
藤巻 久松	不明
藤巻 美代吉	不明
阿部 源太郎	不明
阿部 栄藏	不明
阿部 竜吉	不明
阿部 喜多治	不明
田中 未吉	不明
田中 源七	不明
羽鳥 多之祐	不明
羽鳥 重太郎	不明
羽鳥 市三郎	不明
羽鳥 善治郎	不明
羽鳥 利助	不明
羽鳥 幾平	不明
羽鳥 音裕	不明
羽鳥 太郎吉	不明
羽鳥 長藏	不明
羽鳥 平五郎	不明
羽鳥 伴吉	不明

羽鳥 治郎平	不明
羽鳥 四郎吉	不明
羽鳥 丑松	不明
羽鳥 寅藏	不明
羽鳥 平吉	不明
羽鳥 利吉	不明
羽鳥 八郎治	不明
羽鳥 多吉	不明
羽鳥 源平	不明
羽鳥 甚三郎	不明
羽鳥 幸吉	不明
羽鳥 弥吉	不明
羽鳥 新五郎	不明
羽鳥 徳松	不明
羽鳥 乙藏	不明
羽鳥 与之松	不明
羽鳥 文吉	不明
羽鳥 忠太郎	不明
羽鳥 梅吉	不明
羽鳥 藤治郎	不明
羽鳥 徳太郎	不明
羽鳥 亀藏	不明
羽鳥 庄吉	不明
羽鳥 甚八	不明
羽鳥 卯之松	不明
田中 國吉	不明
田中 與七	不明
田中 長吉	不明
田中 清吉	不明

羽鳥 亀吉	不明
藤巻 栄太郎	不明
藤巻 孫八	不明
藤巻 彦藏	不明
大窪 栄八	不明
大窪 林藏	不明

3 当該不動産の移転登記等をするについて異議を述べることができる者

- (1) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 当該不動産の所有権を有することを疎明する者

4 公告期間

令和8年7月17日から令和8年10月17日まで

5 異議を述べる方法等

(1) 方法

小千谷市長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

(2) 提出先

新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市役所総務課庶務管財係